

# 敬愛保育園 園と家庭の会規約

## （名称）

第1条 本会は「敬愛保育園 園と家庭の会」と称し、通称を「敬愛ほのぼの会」とする。

## （目的）

第2条 本会は園児の父母またはこれに代わる者（以下「保護者」という。）と職員が相互に協力し、敬愛保育園（以下「園」という。）の充実発展と園児の福祉増進に寄与することを目的とする。

## （会員）

第3条 本会の会員は、在園児の保護者及び園の職員とする。

## （入会）

第4条 会員の入会は、園児の入園及び職員の着任により開始する。

## （退会）

第5条 会員の退会は、園児の卒園または退園及び職員の退職によるものとする。

## （会費）

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

2 保護者の会費は園児1人目を月額3000円とし、2人目以降は1人あたり月額2500円を加算して得た額とする。また、職員の会費は月額3000円とする。

## （会計年度）

第7条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## （役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名（前年度の役員から1名）
- (6) その他役員 若干名
- (7) 職員代表 若干名

## （任期）

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、保護者会活動の企画運営推進にあたる。

(役員 の 責務)

第11条 会長は会務を総理し、保護者会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 書記は、会議の記録と保管、その他必要なことを行う。

4 会計は、金銭出納を管理記帳し、毎年度会計報告をしなければならない。

5 監事は会計を監査し、会員に報告する。

6 その他役員及び職員代表は、上記役員に協力し、本会の目的が遂行できるよう努力しなければならない。

(規約の変更)

第12条 この規約を変更するときには、役員会で出席者の過半数の同意を得なければならない。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、保護者会活動に関し必要な事項は、役員会で協議のうえ別に定める。

附 則

この規約は平成13年4月1日から施行する。

# 敬愛保育園 園と家庭の会慶弔規程

第1条 この規程は「敬愛保育園 園と家庭の会規約」に基づき、会員相互の親睦と融和を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本会の会員は本規程により保護者会より給付を受けることができる。

第3条 本会の給付の種類と金額は下記第1表のとおりとする。

2 会長は、特に必要と認めるときは、別に適切な措置をとることができる。

第4条 この規程を変更するときには、役員会で出席者の過半数の同意を得なければならない。

第1表

区 分	在園児	保護者 (父母まで)	職 員 (1年以上勤務した者)	備 考
結婚祝			10,000 円	
葬祭費	10,000 円	10,000 円	10,000 円 (特別の事情の場合は 会長の判断とする)	弔電、生花等は贈らない。 ただし、特別の事情がある 場合は会長の判断とする。
出産見舞			10,000 円	
入院見舞	5,000 円		5,000 円	30 日以上入院に限る
退職記念品			5,000 円程度	
災害見舞				会長の判断とする

## 附 則

この規程は平成13年4月1日から施行する。